

## 仕 様 書

### 1. 業 務 名

生活保護等診療報酬明細書点検業務

### 2. 目 的

生活保護等の診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検を行い請求等の誤りの発見・抽出及び頻回受診等該当者のリスト化を行うことで、医療扶助を適正に実施することを目的とする。

### 3. 実 施 場 所

受託者社屋内

### 4. 委 託 期 間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 5. 業 務 内 容

#### (1) 単月点検（毎月 レセプト約 9,000件/月）

- ・診療月分、傷病名（部位）、開始日、実日数、転帰不備
- ・初診料、再診料、実日数との不一致
- ・指導料、往診料、点数算出不明
- ・注射料の薬剤名、規格、単位、用量もれ、点数算出不明
- ・処置、手術、麻酔料の内訳もれ、点数算出不明
- ・その他の内訳もれ、点数算出不明
- ・入院料欄の内訳もれ、点数算出不明
- ・部位と歯冠修復、欠損補綴との不一致、歯数不一致
- ・薬価基準未搭載、経過措置品目期限切れのもの

#### (2) 他法他施策活用の可能性のあるもののリストの提出（毎月）

#### (3) 指定難病及び小児慢性特定疾病に該当する可能性があるもののリストの提出（毎月）

※指定難病の疾病に追加があった際は追加分の疾病についても抽出すること。

#### (4) 縦覧点検（年4回）

#### (5) 時間外・休日・深夜診療の実態のリストの提出（年4回）

#### (6) 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性の確認のリスト提出（年4回）

#### (7) 重複受診者のリストの提出（年4回）

#### (8) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に変更可能な人のリストの提出（作成方法については、別添「ジェネリック医薬品に変更可能な人を抽出する業務」を参照のこと。）（年4回）

#### (9) 単月点検及び縦覧点検の結果、社会保険診療報酬支払基金（以下、「基金」という）への再審査請求となる電子レセプトについて、基金が定める方法によるオンライン請求用の再審査請求データを作成する。生活保護等版レセプト管理クラウ

ドサービスに対応した書類及びデータの形式とすること。

- (10) オンラインによる再審査請求データの作成ができないレセプトについては、再審査内容を登録したレセプトデータを委託者が貸与する電子媒体にCSV形式で保存する。
- (11) 受託者は点検を行ったレセプトについて、再審査請求の有無にかかわらず、その請求内容の傾向、問題点等に留意し、それらに関して委託者からの照会を受けた事項について回答し、あるいは委託者に随時、報告・意見等を申し出ること。
- (12) 提出する各種リストの様式及び記載内容等については、委託者、受託者協議の上、決定する。
- (13) (2)～(8)のリストについては、電子媒体(USBメモリ)に保存して提出すること。  
なお、電子媒体(USBメモリ)については最新のセキュリティ対策機能が搭載されたものを受託者が用意すること。

## 6. 運 搬 等

受託者は委託者が貸与する電子媒体の受け渡しについては、次の搬送方法により相手方に搬送することとする。なお、搬送に関する経費については受託者の負担とする。

- ①日本通運株式会社による輸送システム「プライバシーガード」及びこれと同様の輸送システムによること。
- ②①の搬送方法が利用できない状況が生じた場合は、受託者の社員1名を含む複数人の搬送担当者が搭乗する受託者の搬送専用車による搬送を行うこと。また、その際は事前に委託者の許可を得ることとし、電子媒体の受け取り後は目的地まで直行すること。
- ③受託者は搬送上の事故が発生した場合は、緊急対応を行うとともに、委託者に対して直ちにその内容を報告し、その後、遅滞なく書面をもってその状況を委託者に通知し、事故の対応について協議すること。

## 7. 電子レセプトデータ等の取り扱いについて

- (1) レセプト点検は、電子レセプトデータを格納した電子媒体における外部委託点検とする。なお、業務に使用する点検システム及び端末機等は受託者で用意するものとする。
- (2) レセプト点検を行う場所は外部の者が立ち入ることができないよう、確実に施錠を行うとともに、点検に従事する者以外が点検に係るシステム及び端末機を操作できないよう必要な措置を講じることとする。また、この電子媒体は外部へのネットワークから完全に遮断された環境でのみ使用すること。
- (3) 電子レセプトデータの保管に当たっては、点検従事者のみが扱うことができるようにするなど、細心の注意を払うこと。
- (4) 電子レセプトデータについては、ネットワークを使った社外への転送、本支店間(営業所等を含む)への郵送やデータ移動等は行わないこと。
- (5) 電子レセプトデータは点検に係るシステムに移動する以外は複写及び複製をしてはならない。また、本業務が終了した際は、確実にデータを消去すること。

## 8. 報 告 等

受託者は、点検結果を翌月15日までに別添様式「生活保護等診療報酬明細書点検結果報告書」に必要な提出リストを添付し、報告すること。なお、令和8年度3月点検分については、令和9年（2027年）3月31日までに報告を完了すること。報告と併せて、委託者が貸与した電子媒体も返却すること。

## 9. そ の 他

- (1) 業務の処理を第三者に委任し、また、再委任しないこと。
- (2) 業務の実施に当たり、契約締結後速やかに作業責任者及び従事職員を定め、委託者に報告すること。また、委託期間中に作業責任者及び従事職員に追加、変更等が生じた際にも、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 業務のうち、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項は、別紙3特記仕様書（環境編簡易）のとおりとすること。
- (5) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については別紙4「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとすること。
- (6) 業務実施状況等が不良と認められる場合は口頭及び文書で警告し、改善が認められない場合は契約を解除する。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、決定する。

## 別添

### ジェネリック医薬品に変更可能な人を抽出する業務

#### 1. 対象者の抽出

生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）と定期的に投薬を受けている人  
（下記参照①～⑥）

##### ① 循環器系の病気

狭心症、心筋梗塞、慢性心不全、不整脈、脳梗塞、慢性閉塞性動脈硬化症

##### ② 呼吸器系の病気

慢性気管支炎、肺気腫、気管支喘息

##### ③ 消化器系の病気

胃・十二指腸潰瘍、慢性胃炎、肝硬変、肝炎、慢性膵炎

##### ④ 皮膚疾患の病気

アトピー性皮膚炎

##### ⑤ 筋骨格系の病気

慢性関節リウマチ、痛風、骨そしょう症

##### ⑥ 尿路系の病気

慢性腎不全、前立腺肥大症、高尿酸血症 など

#### 2. ジェネリック医薬品への変更可能者リストの作成

1で抽出した対象者データをもとに、ジェネリック医薬品に変更できる人のリストを作成し、提出する。ただし、がん関連・精神疾患関連・重篤な病状など、変更を勧めることが不相当と思われる人については除外すること。その際、システム的に除外するのではなく、医療知識のある作業員が実際に直近のレセプトの病名を確認して除外すること。

作成するリストには削減可能金額、先発医薬品及びそれに対応するジェネリック医薬品の薬剤名を記載すること。

また、リスト作成の際には、ジェネリック医薬品使用率、ジェネリック医薬品に変更することによる効果額の試算等についても添付すること。

#### 3. ジェネリックデータベースの更新

新たに認可された新薬、後発医薬品等について、その情報をデータベースに反映させ、リスト作成時は常に最新の状態で処理をすること。

別添様式

令和 年 月 日

住所  
氏名

生活保護等診療報酬明細書点検結果報告書  
(令和 年 月 点検分)

貴市より受託いたしました標記の件について、下記のとおり報告申し上げます

記

1. 点検実施年月日

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

2. レセプト点検件数

単月点検 令和 年 月診療分 \_\_\_\_\_ 件

縦覧点検 令和 年 月診療分～令和 年 月 日診療分

令和 年 月診療分 \_\_\_\_\_ 件

令和 年 月診療分 \_\_\_\_\_ 件

令和 年 月診療分 \_\_\_\_\_ 件

合計 \_\_\_\_\_ 件

3. 患者処遇のための点検結果報告件数

(患者処遇のための点検結果連絡票による) \_\_\_\_\_ 人

4. 診療報酬請求明細書再審査報告書

| 区 分 |     | 再審査件数 |
|-----|-----|-------|
| 入 院 |     |       |
| 外 来 | 医 科 |       |
|     | 歯 科 |       |
|     | 調 剤 |       |
| 合 計 |     |       |